

一者応札、一者応募に係る改善方策について

平成 21 年 5 月 19 日

独立行政法人日本万国博覧会記念機構

日本万国博覧会記念機構では、随意契約見直し計画の推進により、これまで競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところでありますが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、一者応札、一者応募となっている事例が散見されることから、次のとおりその改善方策を定め、公表することとしました。

1．情報提供の拡充

公告については、現在、当機構内掲示板及び当機構ホームページにより行っていますが、今後、より多くの者へ公告案件を周知できる環境を整えます。

2．公告期間の十分な確保

現在、公告期間については、原則 10 日間以上確保しているところですが、準備期間をさらに確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努めます。

3．応募要件・契約条件の緩和・見直し

入札参加資格等の応募要件については、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定しているところですが、今後とも業務内容を勘案し、過度の制約とならない必要最小限のものとなるよう留意します。

4．業者からの聴き取り

業務等に関心を持ち入札説明を受けたものの、入札参加を取り止めた業者から、取り止めることとした要因等の聴き取り調査を実施し、把握・分析を行うとともに、当該要因の改善策について検討を行い、今後の応募要件の見直しに反映させるよう努めます。